

議員提出議案第 1 号

所有者不明の土地利用を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 22 日

提出者 立川市議会議員 福島正美
安東太郎
大沢純一
上條彰一
梅田春生
中山ひと美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上がることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する（約720万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

よって、所有者不明土地については、発生抑制の仕組みづくりなどの対策をとるとともに、所有権に係ることから所有者探索や収用手続きの合理化や公的事業利用の促進などについては慎重に検討すること。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること
- 2 国会及び政府に対し土地所有の在り方や、所有者不明土地の所有者探索の円滑化など対策にあたっては、所有権に係ることでもあり慎重に対応すること
- 3 所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化、および公的事業の利用については、財産、所有権に係ることでもあり、慎重に検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月22日

立川市議会
議長 伊藤幸秀